

第61号議案

蒲郡市民体育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

蒲郡市民体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和2年6月12日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市民体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

第2弓道場及びテニスコートを廃止するため提案する。

蒲郡市民体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市民体育センターの設置及び管理に関する条例（昭和55年蒲郡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1弓道場の項中「第1弓道場・第2弓道場」を「弓道場」に改め、同表テニスコートの項を削る。

別表第2弓道場の部を次のように改める。

弓道場	弓道場	専用利用	午前	1,800
			午後	3,300
			夜間	4,800
	個人利用	1人1回につき	150	

別表第2テニスコートの部を削る。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和2年8月1日から施行する。

（蒲郡市野外運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

- 蒲郡市野外運動施設の設置及び管理に関する条例（昭和43年蒲郡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項中「海陽多目的広場」を「形原テニスコート、浜町テニスコート、金平テニスコート及び海陽多目的広場」に改め、「とし、形原テニスコート、浜町テニスコート及び金平テニスコートの使用料は、蒲郡市民体育センターの設置及び管理に関する条例（昭和55年蒲郡市条例第24号）別表第2に規定するテニスコートの使用料を準用するもの」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第10条の2関係）

（単位 円）

施設名	区分		使用料
形原テニスコート、 浜町テニスコート及 び金平テニスコート	専用利用	午前	1面につき 1,500
		午後	1面につき 2,000
		夜間	1面につき 2,000

	個人利用	1人1回につき	150
海陽多目的広場	午前		1面につき 4,000
	午後		1面につき 4,000

備考

- 1 この表において、午前とは午前9時から午後1時までとし、午後とは午後1時から午後5時までとし、夜間とは午後5時から午後9時までとする。
- 2 この表において、夜間の使用料は、規則で定める夜間照明設備を有する施設について適用する。
- 3 施設の利用に当たって入場料を徴し、又は営利若しくは商業宣伝を目的とする場合の使用料は、次のとおりとする。
 - (1) アマチュアスポーツの利用で入場料（これに類するものを含む。）を徴する場合は、当該使用料の2倍の額とする。
 - (2) 営利又は商業宣伝を目的とする場合は、当該使用料の10倍の額とする。